

# 鳥取県森林づくり協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、鳥取県森林づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、鳥取県の森林において、皆伐再造林の支援体制整備に取り組み、森林所有者等が行う皆伐再造林の負担軽減のため、林業・木材産業・バイオマス発電事業者等の関係者が負担金を拠出し、その経費の一部を助成することにより、皆伐再造林の確実な実行を促進し、将来の森林資源の確保と森林の持続的経営の推進を図るとともに、県内の木質資源利用施設への安定供給に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鳥取県森林づくり基金（以下「基金」という。）の造成および管理に関する事業
  - (2) 森林所有者が行う皆伐再造林に係る森林整備（更新伐を含む）の支援に関する事業
  - (3) 基金の普及啓発に関する事業
  - (4) その他、目的を達成するために必要な事業
- 2 3年を一期として社会情勢の変化等を勘案し、事業の継続、変更または廃止を含め検討する。

(会 員)

第4条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する法人又は個人により構成する。

- 2 協議会への入会は、協議会の承認によるものとする。
- 3 協議会からの退会は、会員からの申し出によるものとする。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 監事 2人
- 2 会長、副会長及び監事は、協議会において協議会を構成する会員の中から互選する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して業務を処理するとともに、会長に事故あるとき

はその職務を代理し、会長欠員のときはその職を行う。

3 監事は、会計年度終了後に、会計帳簿類を監査し協議会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の役員に欠員が生じた場合、新たに選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回会長が招集し会長が議長となる。ただし、会長が必要と認めたとき又は会員の過半数の請求があったときは、会長が招集する。

2 総会は、次の事項について議決する。

(1) 協議会規約の変更に関する事。

(2) 事業計画及び収支予算に関する事。

(3) 事業報告及び収支決算に関する事。

(4) 基金徴収規程の制定及び改正に関する事。

(5) 助成金交付要綱の制定及び改正に関する事。

(6) 役員選任又は解任に関する事。

(7) その他運営に関する重要な事項。

3 総会は、会員総数の2分の1以上の出席(委任を含む。)がなければ開会することができない。

4 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会等)

第9条 役員会及びその他の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(会計)

第10条 協議会の会計は、会員の負担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わるものとする。

(負担金)

第11条 会員は、協議会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、別に定める規程に基づき負担金を負担しなければならない。

(事務局)

第12条 この協議会の事務局は、鳥取県森林組合連合会内に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。